

# 被災家屋等の解体申請の 受付が始まりました

環境省は、避難指示解除準備区域および居住制限区域にある被災家屋等の解体申請の受付を開始しました。解体をご希望の方は、必要書類等をご準備のうえ、下記受付センターまでご相談ください。

## 環境省被災建物解体受付センター

- 申請受付対応者：株式会社 高島テクノロジーセンター  
(環境省業務受託業者)
- お問い合わせ先： 0120(603)016
- 受付期間：平成27年3月31日まで
- 受付時間：8時30分～16時30分(土、日、祝日、年末年始を除く)

受付場所 浪江町二本松事務所敷地内東側プレハブ  
位置図 (福島県二本松市北トロミ573番地)

浪江町  
社会福祉  
協議会

浪江町役場  
二本松  
事務所

こちら  
です

道路

駐車場

出入口

## 解体申請の対象となる被災家屋：下記①、②全てに該当すること

- ①東日本大震災で被災した居宅、付属建屋(倉庫、物置等)、事務所、店舗(以後『家屋等』とする)であること。 ※事務所、店舗については中小企業法第2条に定める中小企業の事務所、店舗に限ります。
- ②浪江町役場で交付する建物に対する「り災証明書」で、「り災」の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に判定されていること。

## 解体申請に必要な書類等

- 身分証明書  
※運転免許証などの本人が確認できる書類
- 平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書  
または申請を行う家屋の名寄帳の写し
- 印鑑 ※認印をお持ちください。
- 解体申請を行う家屋等が確認できる写真
- 建物に対するり災証明書の写し  
※平成23年に町民の皆さまに発行した個人に対する「り災証明書」とは異なります。

## 解体申請に関する留意点

- ①浪江町が、り災証明書を交付しない家屋等(※)については、解体申請を受け付けた後、環境省が被害状況の調査を行います。この調査の結果から、浪江町が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被害状況であると判定した場合、解体の対象とします。  
※り災証明書を交付しない家屋等とは「居宅」以外の建物[付属建屋(倉庫、物置等)]および「中小企業法第2条に該当する店舗並びに事務所」以外の建物を指します。
- ②家屋等に、複数の所有者が存在する場合(共有の場合、抵当権者がいる場合など)は他の権利者の方の同意の取得をお願いします。
- ③東京電力株式会社との賠償の手続きが終了していない家屋等について解体申請を行おうとする場合は、事前に東京電力株式会社へご相談いただくことをお勧めします。
- ④解体工事の対象範囲は、家屋等の地上部分(基礎を含む地面より上の部分)です。浄化槽などの地下工作物、擁壁等は対象外です。ただし、門扉や塀等の工作物で倒壊が著しく、家屋と一体的に解体する必要がある場合は対象となります。
- ⑤解体工事の順序は、『倒壊の危険性が高い家屋』および『除染が進んでいる行政区』から優先して行います。
- ⑥解体工事の着手は、災害廃棄物仮置場の造成後に行います。準備が整い次第、改めてご連絡します。
- ⑦家屋等の解体に必要な「り災証明書」とは、平成23年に町民の皆さまに浪江町が発行した、個人に対する「り災証明書」ではありません。建物に対する「り災証明書」をご用意ください。
- ⑧建物の「り災証明書」の申請をもって家屋等の解体申請とはなりません。今回の解体を希望される方は、建物に対する「り災証明書」の発行後、改めて受付センターへのお申込みが必要です。

## 津波により被災した家屋等について

沿岸部の災害廃棄物の収集および運搬が終了次第、家屋等の解体を実施します。解体時期が近づきましたら、建物所有者様へ改めてお知らせします。

## 帰還困難区域に立地している家屋等について

対応方針を検討中のため、現時点では解体申請の対象となりません。